

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 2件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年10月から同年12月まで

私は、昭和48年8月に会社を退職後、A町（現在は、B町）役場の窓口で国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を現金で納付した。その後は、3か月ごとに町内会の集金を通じて保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金に加入後は、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び免除申請手続を適正に行っており、申立期間を除き未納期間は存在しない上、追納を4回にわたり行っていること等から、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が所持する年金手帳に記載された発行日及び国民年金受付処理簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年10月頃に払い出され、この頃に申立人の国民年金に係る加入手続が行われたものと推認でき、この時点で、申立期間の国民年金保険料は現年度保険料として納付することが可能である。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料については、3か月ごとに町内会の集金を通じて納付したとしているところ、A町の申立人に係る国民年金被保険者名簿では、昭和49年1月から同年3月までの保険料を同年3月に、その後も3か月分の保険料を3か月ごとに納付していることが確認できることから、申立人の主張に不自然さは無く、48年10月頃に加入手続を行いながら、申立期間の保険料のみが未納のままとなっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月1日から同年4月1日まで

私は、昭和44年1月にA社B工場から同社の関連会社であるC社に転勤したが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録等から判断すると、申立人が同社及び関連会社のC社に継続して勤務し（昭和44年1月1日にA社B工場からC社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所（当時）の記録によれば、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和44年4月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないところ、A社は、厚生年金保険の適用事業所になっていない事業所への異動における厚生年金保険の取扱いについて、転勤前の事業所の厚生年金保険の被保険者資格を継続する取扱いであったと供述していることから、同社B工場における資格喪失日を同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和43年12月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書により、事業主が昭和44年1月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月から同年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年6月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月1日から同年8月1日まで  
② 昭和44年1月29日から同年2月1日まで

私は、昭和34年2月にB社に入社し、その後、同社及び同社の関連会社に44年1月31日まで継続して勤務した。

しかし、C社からA社に異動した際の昭和39年6月1日から同年8月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い。また、D社に44年1月31日まで勤務したにもかかわらず、同社における厚生年金保険の資格喪失日が同年1月29日となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びB社から提出された人事資料等から判断すると、申立人が同社の関連会社に継続して勤務し(昭和39年6月1日にC社からA社に異動)、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に

対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②における申立人のD社での勤務について、厚生年金保険法において、被保険者は、事業所に使用されなくなった日等の翌日に同資格を喪失するとされているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和44年1月29日と記録されている一方で、雇用保険の被保険者記録における申立人の同社の離職日は同年1月31日となっている。

また、昭和43年及び44年にD社において厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚10人のうち、雇用保険の被保険者記録が確認できる8人について、その厚生年金保険被保険者資格喪失日（以下「資格喪失日」という。）及び雇用保険被保険者記録における離職日（以下「雇用保険離職日」という。）を見ると、資格喪失日が雇用保険離職日の翌日となっている者が2人である一方で、資格喪失日と雇用保険離職日が同日となっている者が3人であり、ほかに、資格喪失日が雇用保険離職日の前日となっている者、資格喪失日と雇用保険離職日が数日を超えて離れている者も確認でき、上記記録から、申立人のD社における退職日を推認することができない。

さらに、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険料の控除について、申立人は、自身が昭和44年1月分と記憶する給与明細書を所持しているが、同明細書には、給与の支給元、対象年月、支給・控除項目等に係る表示が無い。当該明細書について検証すると、総支給額や社会保険料控除額等に当たると推認される金額からは、同明細書が43、44年頃のものであることが推定されるものの、住民税に当たると推認される項目の金額について見ると、申立人が所持する「昭和43年度市民税・府民税特別徴収税額の納税者への通知書」における「月割額」の「6月分」の金額に一致する金額となっており、「7月以降各月分」の金額とは異なっていることから、同明細書は、43年6月分の給与明細書と考えるのが自然であり、44年1月分のもものと推認することはできない。

加えて、D社を承継しているB社及び上記同僚に対する照会等によっても、申立期間②における申立人のD社での勤務及び厚生年金保険料控除について推認できるような回答は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成17年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月21日から同年8月1日まで

私は、平成17年3月にA社の関連会社であるB社に入社し、24年4月に退職するまでA社及びその関連会社で継続して勤務していた。

しかし、申立期間は、A社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、B社及びA社から提出された賃金台帳並びにB社の回答等から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（平成17年7月21日にB社からA社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、事業主が平成17年8月1日を資格取得日として届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

私の夫は、昭和44年7月から平成5年1月までA社及び同社のグループ会社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事資料、同社からの回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社及び同社のグループ会社に継続して勤務し（昭和49年1月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤って記録どおりの届出をしたことを認めていることから、事業主が昭和48年12月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当し



た場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月20日から同年12月1日まで

私は、昭和38年6月から39年5月までA社及び同社のグループ会社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言等から判断すると、申立人はA社及び同社のグループ会社に継続して勤務し（昭和38年11月20日にB社からA社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年6月までの期間、同年8月から62年5月までの期間及び63年2月から同年12月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から61年6月まで  
② 昭和61年8月から62年5月まで  
③ 昭和63年2月から同年12月まで

私は、20歳の時、A町役場で国民年金の加入手続を行ったが、その後の国民年金保険料は父親が納付してくれていた。父親は既に死亡しており詳細は分からないが、保険料を納付しないはずがないと思うので、申立期間①、②及び③が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の第3号被保険者の処理日等から、平成3年3月頃にA町で払い出されたものと推認される上、A町及びB市の申立人に係る国民年金被保険者名簿等によると、申立人は昭和63年2月21日に初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該払出時点では、申立期間①及び②は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、オンライン記録によれば、申立期間①及び②は、平成18年9月5日付けで未加入期間から加入期間に訂正処理されているが、当該訂正処理時点では、申立人は、時効により申立期間①及び②の保険料を納付することができない。

さらに、申立期間③については、申立人は、申立期間③直後の平成元年1月から2年3月までの国民年金保険料を3年3月5日に過年度納付していることがオンライン記録により確認できることから、当該時点で納付可能であった

元年1月以降の保険料を納付する一方で、申立期間③については、時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間における国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は既に死亡していることから、申立期間における保険料の納付状況等について確認することができない。

このほか、オンライン記録による氏名検索によっても、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成13年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 平成13年3月

私は、納付漏れが無いように国民年金保険料を納付してきたが、申立期間の保険料が未納とされているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る戸籍の附票によれば、申立人は、申立期間当時、A郡B町に居住していたことが確認できるところ、同町の申立人に係る国民年金被保険者名簿（CSVデータ）によれば、申立期間は未納と記録されており、これはオンライン記録と一致している。

また、申立人は、申立期間当時の保険料納付に関する記憶が明確ではないほか、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、特に保険料収納事務の機械化により記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から平成 3 年 3 月まで

私は、20 歳の誕生日の頃から国民年金保険料の納付書が届くようになり、毎月、郵便局で納付した記憶があるが、申立期間が未加入となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の同手帳記号番号の第 3 号被保険者の処理年月日等から、平成 6 年 10 月頃に A 市において払い出されたものと推認できるとともに、A 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳により、申立人が同年 4 月 1 日に初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間は、学生が国民年金の強制加入対象者となった平成 3 年 4 月以前の期間であり、申立人が申立期間に国民年金に加入するには、市町村窓口において任意加入の申出をすることが必要であったが、申立人は、「20 歳の誕生日の頃に国民年金保険料の納付書が届くようになったが、国民年金手帳をもらった覚えも国民年金の加入手続を行った覚えも無い。」と説明しているなど、任意加入の申出を行った事情はうかがえない。

さらに、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査においても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から62年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年3月から62年3月まで

私は、申立期間において、毎年、国民年金保険料の免除申請手続きを行っていたが、年金事務所の記録では、申立期間の保険料は未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録における申立人の前後の被保険者の記録から、昭和62年8月頃に払い出されたと推認され、この頃加入手続きが行われ、20歳到達時に遡って国民年金被保険者資格を取得したと考えられるところ、保険料免除の申請手続きは、制度上、申立期間まで遡及して行うことはできない。

また、申立人は、上記資格取得日（20歳到達時）から申立期間を含め現在に至るまでA市に居住していることから、同市が申立人に対して複数の国民年金手帳記号番号を払い出したとは考え難い上、オンライン記録による氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 1 月 4 日から同年 9 月 1 日まで  
② 平成 15 年 12 月 8 日から 16 年 1 月 1 日まで

私は、平成 11 年 1 月 4 日から 15 年 12 月末日まで A 社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が 11 年 9 月 1 日から 15 年 12 月 8 日までしか無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、申立事業所の同僚の供述等から、申立人は、期間の特定はできないものの、申立事業所に勤務していたこととはうかがえる。

しかしながら、申立事業所は既に廃業し、当時の代表取締役も死亡しており、そのほかの当時の取締役に文書照会をしても回答が得られないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当時の複数の同僚の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日が、当該同僚が記憶する入社時期より相当期間遅れていることから、申立事業所は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人及び当時の複数の同僚の供述によると、申立事業所では給与明細書を交付していなかったとしていることから、申立人は、厚生年金保険料が控除されていたか不明であるとしており、同僚からも申立人が申立期間①において保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができない。

#### 2 申立期間②について、申立人の申立事業所に係る雇用保険記録における離職日は平成 15 年 12 月 10 日となっている上、申立事業所退職後の申立人に

係る雇用保険の失業給付記録から、申立人は、同年 12 月 15 日に求職申込みをしていることが確認できることを踏まえると、申立人が申立期間②において申立事業所に勤務していたとは考え難い。

また、申立事業所は、平成 15 年 12 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。

さらに、上述のとおり、申立事業所は既に廃業していること等から、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 11 月 20 日から同年 12 月 1 日まで  
② 平成 19 年 3 月 29 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 13 年 11 月 20 日から A 事業所に勤務したが、申立期間①の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

また、平成 19 年 3 月末まで B 社に勤務したが、申立期間②の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人に係る雇用保険の加入記録、申立人から提出された辞令書及び給与明細書並びに A 事業所からの回答等により、申立人は、同事業所に勤務していたものの、当該期間に係る平成 13 年 11 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、A 事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書において、申立人の資格取得日は平成 13 年 12 月 1 日と記載されていることが確認でき、これはオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人から提出された給与支給明細書等により、申立人が厚生年金保険料の科目で、当該期間に係る平成19年3月の保険料に当たる金額を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、B社は、「申立人の離職日は平成19年3月28日であり、そのように事務処理を行った。」と回答しており、同社から提出された出勤簿により、申立人は同年3月29日以降の勤務実績が無いことが確認できる上、同社から提出された社員名簿における退社日及び申立人に係る給与支払報告書（個人明細書）における退職年月日は、いずれも同年3月28日と記載されている。

また、申立人に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届において、申立人の資格喪失日は平成19年3月29日、同届の備考欄には「3/28退職」と記載されていることが確認でき、これはオンライン記録と一致している。

なお、厚生年金保険法第14条及び第19条によると、事業所を退職した日の翌日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日とし、被保険者期間を計算する場合には、この資格喪失日の前月までを被保険者期間に算入すると規定されている。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。